

**改正**

令和4年4月2日告示第46号

令和8年3月30日告示第30号

愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の不必要な繁殖抑制並びに周囲に対する迷惑の未然防止を図ることを目的とし、猫の不妊・去勢手術(以下「手術」という。)を受けさせようとする個人又は団体に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、愛南町補助金等交付規則（平成17年愛南町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

**第2条** 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者又は団体
- (2) 手術の日において飼い主のいない猫(町内で保護(手術の実施を目的として一時的に捕獲し、管理することをいう。)したものに限り、以下同じ。)に対し手術を実施する者であって、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - ア 手術の実施後は、手術済みであることを識別するため耳の一部を切り取ること。
  - イ 手術の実施後は保護した場所に戻し、周辺的生活環境の美化に配慮するとともに、当該猫による近隣住民との紛争防止に努めること。ただし、当該猫を自ら飼養し、又は適切に管理することができる者に譲渡する場合を除く。
- (3) 世帯員全員が町税等を滞納していないこと。
- (4) 同一の猫を対象に国、県、その他団体から同様の補助を受けていないこと。
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項に規定する第一種動物取扱業を営む者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、補助金を交付することができる。

(補助金額等)

**第3条** 補助金の額は、手術費用の全額とし、雄猫は8,000円、雌猫は12,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金交付額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨

てるものとする。

(補助金の交付申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付申請書（様式第1号）及び町税の滞納がない旨の申出書（様式第2号）に猫の手術費用を支払ったことを証する領収書（写し）を添付し、町長に申請しなければならない。

(交付の決定及び通知)

**第5条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

**第6条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付請求書（様式第4号）により、町長に補助金を請求しなければならない。

(補助金の交付)

**第7条** 町長は、前条の規定により補助金交付の請求があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付の取消し及び返還)

**第8条** 町長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(協力)

**第9条** 町長は、町民の動物愛護に対する意識等を調査するため、補助対象者に対し、アンケート等の協力を求めることができる。

(その他)

**第10条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和4年4月2日告示第46号）

この告示は、令和4年4月2日から施行し、改正後の愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 30 日 告示第 30 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施した手術について適用し、この告示の施行の前日に実施した手術については、なお従前の例による。